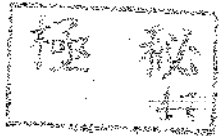


対韓経済協力問題及び在日韓国人の対韓投資問題
に関する大蔵省吉田理財局長の演説

35・8・24

秘密指定解除

公文書監理室



次日首席代表 ~~...~~ アジア局長

宇山参事官

~~...~~

対韓経済協力問題 及び 在日韓国人
の対韓投資問題に関する大蔵省
藤田理財局長の見解
言

25. 8. 24
北東アジア課

本24日夕刻、宇山参事官(前田課長、柳谷

事務官同行)は、大蔵省に ^言 藤田理財局長

(半田外債課長同席)を訪問、最近の日韓関

係につき説明するとともに、標記の2件につき

査したのに対し ^言 藤田次長が 差当りの個人的

見解として述べたところは次のとおりである。



1. 日韓経済協力問題

(1) (事前に予算措置等を講じておく必要はないかとの問いに対し) 現在の段階では特別の措置は要しない。日韓間に協定が調印された後に、編成中の予算に追加する場合は別途追加予算を作成することになる。そして、国令に日韓間の協定の批准を求める時に、その実施の裏付けとなる予算案も同時に承認を求めれば遅くない。従って、協定調印前の段階において、大蔵省として希望することは、交渉の進捗状況を常時通報していったとき、また、後で何らかの予算措置を要する問題に付

いては充分協議して頂きたい」とのことである。

(2) 自合の印象では、韓国経済の不安定性等

から、就然たるマニラ・プロセスの経済協

力は容易に実現しそうにもない。結局、政治

的考慮に基づく無償の経済援助 (aid)

ということにならうが、その場合には、国会等

で充分説明の必要があるように留意願いたい。また

大蔵省としても、金を出す以上、死んだ金で

なく生きて金と成るよう希望せざるを得ない。

(3) かつて久保田発言を取消して以来、日韓

間の請求権問題は不明確になっている。未払

息金とか扶助料のほうに日本として当然払う

このものを払うには異存ないが、その他の理窟の

通らない 韓国側要求をそのままにしており

経済援助を与えるのは問題である。やはり

請求権相殺というところばかり約束し、いわば

過ぎのことはすべてきれいに水に流した上で

経済援助をやるというのならば 大変すぎる

と思う。

(当然のことは 請求権冊上げ方式については

好まれないから)

(4) 対韓経済協力を考慮する場合、数千数百万

万円の 貸付債権の問題も当然検討されね

はなるまい。

2. 在日韓国人の対韓投資問題

(1) 理財局の立場から言えば、在日韓国人が
~~開~~ 開その他不正行為でたくわえた金を
韓国に投資し、こういった妙な金が日本国内
から姿を消すことはいいことだと思ふ。ただ
その金がまた円資金の形で日本に還流
して来ないという保障だけは必要である。

ただ、為替局の立場では日本にある金が
なるべく外国に逃げないよう希望するであらう
が。

(2) (在日韓国人が資本または資本要致を韓国
へ投資するにつれて、我が国の外国為替管理上

どの程度の限界があるかとの問に對し)

どの程度まで認められるかは 日韓合談の過程

において在日韓国人にどの程度の法的地位

を認められるか、すなわちどの程度一般外国人と

優遇するか、どの程度日本人と異なるかについて

の一般的結論が出ることに關連し、それ

はフランスのとれた形で考慮することになる。い

れにせよ 現在のように在日韓国人が 都念の

い時は日本人並みの待遇を、また別の時

は一般外国人と同様の待遇を要求するよう公

態度をとるのでは甚だ困る。